様式第１号（第６条関係）

 年 月 日

五條市長　　　　　　　　　　様

住所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

（法人の場合にあっては、主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

事前協議申請書

五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第１０条第１項の規定により、下記のとおり協議を申請します。

記

１ 事業名

２ 事業区域の所在地及び面積 五條市 番 ほか 筆

 合計面積 ㎡（□公簿・□実測）

３ 発電出力 kW

４ 事業予定期間　　 年 月 日から 　年間

５ 設置工事

(1)　着手予定日　 年 月 日から

(2)　完了予定日 　　　　年 月 日まで

６ 連絡先

所在地：

担当者氏名：　　　　　　　　　　　電話番号：

７ 添付書類

(1)　事業者を証明する書類（個人の場合は官公庁が発行する写真付き身分証明書の写し、法人の場合は登記事項証明書）

(2)　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第９条第４項の規定により認定を受けた場合は、その事業計画等の写し

(3)　位置図

(4)　事業区域及びその隣接地の公図又は地籍図

(5)　事業区域の土地の登記事項証明書

(6)　事業区域調書（権利者一覧表）（様式第２号）

(7)　現況図（平面図及び縦横断図）

(8)　現況写真（事業区域内及びその周辺の状況が分かるもの）

(9)　土地利用計画図（平面図及び縦横断図）

(10)　工作物設計図（平面図、立面図、断面図及び構造図）

(11)　造成計画図（平面図及び縦横断図）

(12)　排水計画図（平面図）

(13)　資力があることを証する書類（残高証明書、預貯金通帳の写し、融資証明書等）

(14)　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

事業区域調書（権利者一覧表）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在及び地番 | 地目 | 地積 | 権利種別 | 権利者 | 摘要 |
| 氏名 | 住所 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

１　権利種別欄は、所有権、抵当権等の権利の種類を記入してください。

２　地目欄及び地積欄は、登記簿上の地目及び公簿面積を記入してください。現況地目及び

実測面積が登記簿と一致しない場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

３　同一物件に権利者が２名以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

様式第３号（第６条関係）

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

五條市長　　　　　　　　印

事 前 協 議 済 書

 年 月 日付けで事前協議の申請があった下記の事業について、五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第６条第２項の規定により、事前協議が整ったので通知します。

記

１　事業名

２　事業区域の所在地 五條市　 町 番 ほか 筆

３　事業区域の面積 合計面積 ㎡（□公簿・□実測）

様式第４号（第７条関係）

標　　　　　識

１２０センチメートル以上

９０センチメートル以上

|  |
| --- |
| 太陽光発電設備設置計画のお知らせ |
| 事 業 名 |  |
| 着工予定日 | 年 　　月 　　日 |
| 完了予定日 | 年 　　月 　　日 |
| 事業区域の所在地 |  |
| 事業区域面積 | 　　　　　　　　　　㎡ |
| 発 電 出 力 | ｋｗ |
| 事 業 者 | 住所：氏名又は名称：電話番号： |
| 設 計 者 | 住所：氏名又は名称：電話番号： |
| 工事施工者 | 住所：氏名又は名称：電話番号： |
| （土地利用計画図） |
| この標識は、五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の規定により設置したものです。年　 月　 日設置 |

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

五條市長　　　　　　　　　様

住所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

（法人の場合にあっては、主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

事業届出書

五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第１３条第１項の規定により、事業の実施について、下記のとおり届け出ます。

記

１　事業名

２　事業区域の所在地及び面積 五條市 　　　　　　　番 ほか 筆

合計面積　　　　　　　㎡（□公簿・□実測）

３　発電出力 kW

４　事業期間　　　　　　年 月 日から 　年間

５　説明会実施日 年　　　月 日

６　事業の概要

(1)　 設置工事に関する計画

ア　着手予定日 年 月 日から

イ　完了予定日 年 月 日まで

ウ　施 工 者 　住　所

氏　名

電話番号

エ　設 計 者　　住　所

氏　名

電話番号

７　事業禁止区域・抑制区域の確認

(1)　事業禁止区域 □該当あり（条例第８条第 号に該当）

□該当なし

(2)　抑制区域　 □該当あり（規則第５条第 号に該当）

□該当なし

８　関係法令等の手続状況

関係法令等による許可、認可、届出等の状況

９ 添付書類

(1)　説明会実施状況報告書（様式第６号）

(2)　同意書（様式第７号）（条例第１２条第３項の同意に係るもの）

(3)　誓約書（様式第８号）

(4)　その他市長が必要と認める書類

※ 事前協議申請書（様式第１号）の添付書類として既に提出されている書類で内容に変更がある場合は、本届出書に添付して提出するものとする。

様式第６号（第９条関係）

年　　月　　日

五條市長 様

住所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

（法人の場合にあっては、主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

説明会実施状況報告書

五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第１２条の規定により、説明会を開催したので、下記のとおり実施状況を報告します。

記

１　事業名

２　事業区域の所在地 五條市　　　　　 番 ほか 筆

３　説明会の実施状況

(1)　開催日時　 年 月 日（ 時 分～ 時 分）

(2)　開催場所

(3)　説明会の参加人数 地域住民等 人 説明者　　人

(4)　説明内容

ア　事業区域と周辺区域における自然環境、生活環境及び景観等の保全の措置に関す

る事項

イ　災害発生の防止に関する事項(排水設備の整備、傾斜地での安全対策等)

ウ　構造の安全性に関する事項

エ　事業期間中の安全管理に関する事項

オ　事業終了後の措置に関する事項

(5)　質問・意見・要望とその対応

(6)　その他特記事項

４　添付書類

(1)　説明会の出席者名簿

(2)　説明会の配布資料

(3)　説明会の議事録

(4)　市長が必要と認める書類

様式第７号（第９条関係）

年　　月　　日

（事業者名）

 様

団体名等　　　　 　　　　　　印

電話番号

同意書

五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第１２条第１項の規定による説明会により、下記のとおり措置について説明を受け、十分に理解したため、その措置の内容について同意します。

記

１　事業名

２　事業区域の所在地 五條市　　　　　 番 ほか 筆

３　措置の内容

(1)　事業区域と周辺区域における自然環境、生活環境及び景観等の保全の措置に関する事項

(2)　災害発生の防止に関する事項(排水設備の整備、傾斜地での安全対策等)

(3)　構造の安全性に関する事項

(4)　事業期間中の安全管理に関する事項

(5)　事業終了後の措置に関する事項

(6)　その他特記事項

様式第８号（第９条関係）

年　　月　　日

五條市長　　　　　　　　様

住所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

（法人の場合にあっては、主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

誓約書

私は、五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例、五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則その他の関係法令等を遵守し、下記の事項に配慮することを誓い、地域住民等との間に生活環境の保全の問題が生じた場合には、責任をもって解決することを誓約します。

記

１　地域住民等の理解を得るとともに、自然環境及び生活環境の保全に支障が生じないよ

う、常時安全かつ良好な状態を維持します。

２　太陽光発電設備の設置及び管理に関し、設置工事中も含め、苦情、被害及び紛争が生じ

たときは、自らの責任と負担において解決に当たります。

３　太陽光発電設備を第三者に転売し、又は譲渡した場合は、この誓約条項を相手方に責任

をもって承継させます。

４　五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の施行に必要な限度におい

て、事業の状況等について報告を求められた場合には、直ちに報告します。

様式第９号（第９条関係）

年　　月　　日

五條市長　　　　　　　　様

住所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

（法人の場合にあっては、主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

事業変更届出書

五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第１３条第２項の規定により、事業の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

１　事業名

２　事業区域の所在地 五條市　　　　 番 ほか 筆

３　事業届出日　 年 月 日

４　事業変更の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

５　事業変更の理由

６　添付書類

市長が必要と認める書類

様式第10号（第９条関係）

年　　月　　日

五條市長　　　　　　　　様

住所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

（法人の場合にあっては、主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

事業承継届出書

五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第１３条第３項の規定により、事業者の地位の承継について、下記のとおり届け出ます。

記

１　事業名

２　事業区域の所在地

３　継承前の事業者の住所及び氏名

住所

氏名

４　承継年月

５　承継の理由

６　廃棄等費用の確保の方法

７　連絡先

所在地：

担当者氏名：　　　　　　　　　　　　　　電話番号：

８　お客様相談先（連絡先とは別に相談先がある場合に記入してください）

所在地：

担当者氏名：　　　　　　　　　　　　　　電話番号：

９　添付資料

その他市長が必要と認める書類

様式第11号（第１０条関係）

年　　月　　日

五條市長 　　　　様

住所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

（法人の場合にあっては、主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

事業終了届出書

五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第１４条第１項の規定により、事業の終了について、下記のとおり届け出ます。

記

１　事業名

２ 事業区域の所在地 五條市 　　　　　　　番 ほか 筆

３ 事業届出日 　　　年 月 日

４ 事業終了日 　　　年 月 日

５　事業終了の理由

６　撤去及び廃棄処分に関する計画の概要

(1)　撤去予定時期及び撤去事業者

(2)　廃棄処分予定時期及び廃棄処分事業者

(3)　撤去及び廃棄処分に係る費用

７　添付書類

市長が必要と認める書類

様式第12号（第１１条関係）

（第１面）

第 　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写真

職 名

氏 名

生年月日　　　　 年　　 月　　 日生

年　　 月 　　日交付

年　　 月　　 日限り有効

五條市長 　　　　　　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

|  |  |
| --- | --- |
| 法令の条項 | 該当の有無 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

様式第13号（第１２条関係）

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

五條市長　　　　　　　　印

指導書

五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第１７条の規定により、下記のとおり指導します。

記

1　事業名

2　事業区域の所在地 　五條市　　　　 番 　ほか　 筆

3　指導事項

様式第14号（第１２条関係）

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

五條市長　　　　　　　　印

勧告書

五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第１８条の規定により、下記のとおり勧告します。

記

１　事業名

２　事業区域の所在地 五條市　　　　　 番 ほか 筆

３　勧告事項【措置の期限： 年 月 日】

様式第15号（第１２条関係）

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

五條市長　　　　　　　　印

命令書

五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第１９条の規定により、下記のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、同条例第２０条第１項の規定により、氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することがあります。

記

１　事業名

２　事業区域の所在地　 五條市　　　　　 番 ほか　　 筆

３　命令事項【措置の期限： 　年 　月　 日】

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、五條市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、五條市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前にこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。